

社会福祉法人熊本県社会福祉事業団の役員等に対する報酬等の支給の基準及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人熊本県社会福祉事業団の理事及び監事並びに評議員(以下「役員等」という。)の報酬等の支給の基準及び費用弁償の額並びにその支給方法については、この規程の定めるところによる。

(報酬等の額)

第2条 非常勤の役員等の報酬の額は、1日15,000円とする。

2 常勤する役員等の報酬は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 報酬は、月額報酬及び通勤手当とする。
- (2) 月額報酬の額は、427,500円とする。
- (3) 通勤手当は職員の例による。

(役員等を兼ねる職員の特例)

第3条 事業団の職員で、事業団の役員等を兼ねるものに対しては、事業団の役員等として報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が業務を行うために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行諸費、宿泊料及び食卓料とする。
- 3 旅費の額は、職員の例による。

(旅行命令)

第5条 役員等の旅行は、旅行命令によるほか、会議招集権者の発する出頭通知によることができる。

(準用規定)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、役員等の報酬及び費用弁償の支給方法については職員の例による。

附 則

この規程は、平成29年6月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。